

第十回 参議院 經濟安定委員会 會議録 第十四号

昭和二十六年五月二十二日(火曜日)午前十時五十一分開会

本日の會議に付した事件

○国土調査法案(内閣提出・衆議院送付)

○委員長(佐々木良作君) それでは委員会を開会いたします。

本日は第十六回の委員会になるわけでありまして、昨二十一日の委員会終了後の打合せに基きまして、本日は国土調査法案につきまして審議を続行いたします。先ず本法案につきましての質疑から行いたいと思ひます。質疑のおありのかたは御発言願ひます。

○藤野繁雄君 今までは連合委員会があつて、それで質疑があつておつたのでありますが、又その間に質問があつたのに答へになつた点と重複する点があるかも知れませんが、以下幾らかお尋ねしたいと思ひます。本法案に基きまして実際に測量調査を行うおうとするのにはどのぐらゐの人間が要する予定であるか、これを御伺ひたいと思ひます。例へていいますと、測量士であるとか或いは測量士補であるとか、その他の技術者であるとか事務員等をどのくらい予定しておられるか、お尋ねしたいと思ひます。

○説明員(小舟清君) 只今の藤野委員の御質問に対してお答え申し上げます。これは事務当局において考えておりました事業計画に基きものでございますので、必ずしも正確とは申し上げられな

いかも知れませんが、只今のところ事務局におきまして、事業計画を脱み合せて、法案の趣旨によつて最大限に効率的に事業を実施して行きます場合におきましては、測量関係の技術者といひましては、基準点測量に要する技術者が百四十二人でございまして、その他の測量作業に要する技術者が七百四十七名でございまして、而して土地分類の調査に要する技術者が百三十三名でございまして、このほか土地分類、水調査の基本調査に要する職員を百十四名と予想されますので、全体といたしまして、技術者といたしまして千五百人ほどを必要と考へております。このほか

に事務職員といたしましては、中央におきまして事務職員のほか、都道府県の国土調査委員会におきまして事務職員も少数ながら必要と考へられますので、全体の職員といたしまして、一切合算いたしますと約二千名の職員を要することになるかと思はれます。これは十カ年で事業を実施いたします場合の数字でございまして、

○藤野繁雄君 次は測量法によつて測量しなくちやできないのであります。その測量士法による測量士及び測量士補というものは全国でどのくらいあるのか。又現在の者のの中に今度の国土調査に従事することが出来る者がどのくらい予定しておられるのであるか、お伺ひしたいと思ひます。

○説明員(小舟清君) お答え申し上げます。昨年測量士の試験が第一回がございまして、そのときの測量士及び測量士補の合格者は四万人を超えております。なお今年度も、将来引続きこの試験が行われるのでございまして、承るるところによると、本年度の受験者はやはり四万人近くあるといふこととございまして、このように測量士、測量士補の有資格者の数は相当多数に上る見込でございまして、このうちこの作業に動員できると考へられる職員は、特に詳細な調査を実施いたしてございせんませんが、合格者等の現在における職業その他を勘案いたしますと、おおよそこの事業に實際動員される諸団体等に奉職しておられるが相当多数にございまして、この事業の建前からいひますならば、その有資格者はおおむね動員できることが可能ではないかといふふうに考へております。

○藤野繁雄君 只今の説明によるといふと、昨年が四万人以上、本年が四万人くらいである。そうするといふと八万人の人間に本年と昨年とでなりまして、それだけの技術者として千五百人くらいあればいいといふことになるのでございまして、この点更にお伺ひしたいと思ひます。

○説明員(小舟清君) さうでございまして、この仕事のための新たに専任に増置する職員は先ほど申し上げました千五百人ほどといふこととございまして、このほかにこの法案に基きまして国土調査を実施いたします団体が、その団体のうちに測量士、測量士補の人

員を擁しておるわけとございまして、それらの職員が団体の職員として従事いたします数量はこのほかにあるわけとございまして、

○藤野繁雄君 その予定はどのくらい御予定しておられますか。

○説明員(小舟清君) その予定は約七百五十人ほどでございまして、

○藤野繁雄君 国土調査事業概要案によつて見ますといふと、基準点測量が昭和二十六年から五カ年間に完了するといふ、こゝういふふうなことになるやうであります。五カ年間に完了せられる見通しがあるかどうか、又それに対する予算はどのくらい必要であるのか、これを御尋ねしたいと思ひます。

○説明員(小舟清君) 基準点測量につきましては、二十六年年度の予算の要求並びに査定等の過程におきまして、この仕事の全分量、事業費を九億二千万と予想いたし、そうしてその初年度分といたしまして一億五千九百万が二十六年年度に計上せられておるわけとございまして、その意味におきまして五カ年間で実施することが可能と考へられております。

○藤野繁雄君 計画を立てられた当時と現在とは、物価も上つておるやうな次第であるのでありますから、五カ年間に完了するといふ、基準点測量を五カ年間に完了するといふこととありますれば、今計画された金額よりもより大なるところの金額にならなければいけないのではなからうかといふことも

想像されますが、そゝういふ考へがないのであるかどうか、お尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(小峯柳多君) 御指摘のやうな点をしばしば一般予算に關しましても指摘されるのであります。五カ年の後の仕事の量との調整もありませんし、物価も一挙予想されたよりも落着いて来たように思われましますので、大過なくやれるやうに考へております。

○藤野繁雄君 この国土調査全体は十カ年間でやるというふうにお考へのおやうであります。現在においても十カ年でやるというお考へであるか、又十カ年間でやる見込であるかどうかお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(小峯柳多君) 大臣から或いはお話しがあつたかと思ひますが、成るべく早くできればこれに越したことはないものであります。かたがたかなかなか費用がかかりましますものから、一応のところを十年間といふふうにお考へたのであります。事の性質上是非やりたいたいと思ひますし、又やれると思ひますが、予算その他国力の回復等も考へられますので、必ず可能といふふうにお考へております。

は、これができ上つた後でなければできないということになれば、国土総合開発も急がなくてはならないのであるが、国土総合開発というものは自然時期が遅れるものである、こう考えて行かなくちゃいけないのであるかどうかが、この点についてお尋ねしたいと思ふのであります。

○政府委員(小峯柳多君) この国土調査法を御審議願います前に、一つ国土総合開発のほうは実はすでに委員会として出発いたしておるのであります、ただ国土総合開発審議会、国土を開発するのに対してより精密な材料が欲しい、あつたほうがより科学的になるというので考えたいと思ふます。勿論総合開発も場所或いは時間等で前後の関係等もあろうと思ふますので、その運用は、国土調査のほうもそれと裏表になるように上手に運営して参るつもりであります。

○藤野繁雄君 次は国の機関が行うところの基本調査は予定通りに進行いたすものとしたとしても、地方公共団体であるとか土地改良区等が、経費の負担をすることが困難であるというふうなことで、進んでこの国土調査をしようという向きがないようなことがないではないか、こういうふうなことも考えられるのであります。そういうふうな場合においては、全面的にやはり国でやりたいという希望のところから先に着手される考であるか、必要なところから先にやられる考であるか、この両点についてお尋ねしたいと思ふのであります。

○政府委員(小峯柳多君) この国土調査法による資料というものは、すぐに地方の行政資料としても活用できると

考えますので、私どもの見方では、勿論費用の関係もありますが、協力して頂けるのじやないか、希望して頂けるのじやないかと思ふます。ただ今御指摘のように、希望するところだけ先に行けば、必要とするところがあとになる、両方の意見が合うような形に持つて行けばいいのであります、これを強制するということになしに、話し合いで以て行けるのじやないかと思ふます。

○藤野繁雄君 予算の範囲内において事をやるということになつておるようであり、予算の範囲内で国土調査として指定せられるのであるか、或いは指定を行なつても補助金を受けないものができる、こういうふうなことになるはせぬか、要しますに指定せられたところには必ず補助金が行くのであるかどうか、こういうふうなことをお尋ねしたいと思ふのであります。

○政府委員(小峯柳多君) 指定しましたところは必ず補助金が行くようになります、だつたらと思ふますが、細かい予算の負担区分等は事務局から説明いたさせます。

○説明員(小舟清君) お答えいたします。この法の趣旨によりまして、この国土調査として指定を、補助金なしに指定を受ける希望のあるところもあれば、その団体につきましては補助金なしに行われる場合があり得るわけでございまして、その点につきましては、法案において国が国土調査ならしめるために勧告をいたすわけでございまして、その際に先ほど政務次官からお話

を前提といたしておりました、その際のお話によりまして、指定を受ける場合におきまして、どういふようにこの仕事を、国土調査としての性格に對してのよう一致して行くかという点について地元との話し合いを進めて実施して参りたい、かように思つております。

○藤野繁雄君 主務大臣、委員会等が都道府県その他のものに国土調査を併せて行うことを勧告いたしましたので、これがために実施計画であるとか、作業規程の届出であるとか、或いは委員会の設置、地図、簿冊の送付等、いろいろと仕事が複雑でありますから、指定を喜ばないところのものがありはせぬか、こういうふうなことも考えられるのであります。であるから国土調査といたしましてでなくして、測量調査を行なつて、その成果の認証を受けたほうが簡単でいいというふうな傾きがありはせぬかと思われるのであります、これらの点についての御意見を拜聴したいと思ふのであります。

○政府委員(小峯柳多君) お話のような場合も予想されるのでございまして、けれども、この仕事につきましては予算がすでに本年度にも計上されておりますように、この技術の講習及びその趣旨等につきましては、最も事務的な処置といたしまして重視いたしておるところでございます、その関連ある団体等に対しましては事前に十分の御了解を得て、この国土調査の線に乗つて参るといふことに努力をいたすことによつて、おおむね本来の事業に支障なしにこの調査が実施できるのではないかと、かように考へておるのでござい

ます。

○藤野繁雄君 この国土調査法によつて得たところの成果というものは、非常に大きいところのものがあるのではあります。この大きいところの成果を整理保存するためにたくさんさんの設備が必要と考へるのであります。又人を要すると考へておるのであります。そういうふうな膨大なところの成果を整理保存するためには、どんな方法で整理保存されるかと考へになつておられるかどうか、又どんな機関がその任に当らせられるお考えであるかどうか、この点お伺いしたいのであります。

○説明員(小舟清君) お答え申し上げます。この成果につきましては、お話のように最も考へなければならぬところと考へておりますが、この調査の範囲が非常に広汎でございますので、これを全部一カ所の機関で保存するということは、いろいろな点で却つて支障があり困難でございます、それ／＼の調査の大まかな内容によりまして、調査の成果の保管機関を関係各省との話し合の上定めまして、それぞれこの成果の十分な利用ができるようなことも考へながらこの保存機関を定めたいと考へております。併し取りあへずの段階といたしましては、最もこの調査に關係の深い都道府県、市町村等の地元の公共団体にこの副本というものを保存させるというところを取りあへずの方法として考へておるわけでございまして、この保存の方法につきましても考へておる必要を考へておりました、土地調査準備会におきましても研究をいたしておりますが、何分にも経費等の関係もございまして、

研究を進めまして、この仕事が逐次進捗いたしました、成果が出て参ります場合に対応いたしまして、逐次整備いたして行きたいと、このように考へております。

○藤野繁雄君 現在各地方にあるところの登記所で土地台帳、家屋台帳というふうなもの整備をやつておるのであります、税務署から引継いだそのままで、まだこういうふうな書類が不整備になつておるところが多々あるのであります。そういうふうなところの書類ができて、又それによつて整備せなくちゃならないということになつたならば、現在の各登記所の人員でそれができないと考へたならば、そういうふうな方面における人員を増加せられる考へであるかどうか、お尋ねいたしたいと思ふのであります。

○説明員(小舟清君) その問題につきましては、この土地台帳の書換に關する政令を定めることになつておりますが、その際に法務府等と十分お打合せをいたしまして、理想といたしましては職員を増員等を考へるべきであります、若しそのようなことができない場合は、若しそのようなことができない場合は、取りあへずの段階といたしましては、關係方面の機動的な人員の動員等によりましてこの仕事に支障のないように運びたいという法務府の希望等も承つております。

○藤野繁雄君 次にはこの調査は一度限りでやめられるのであるかどうか、土地分類調査であるとか水調査であるとかということ、一定の期間の後にはいろいろと変化があるものと想像されるのであります。変更があつたらば再

調査をして訂正しなくてはならないのであるが、そういうふうなこともやられるお考えであるかどうか、この点お尋ねしたいと思っております。

○説明員(小舟清君) お話のように、この調査を常に諸般の目的に役に立つようにするためには、変更或いは修正を必要と即して実施して行くということが必要と考えております。併しながらその問題につきましては、諸国の例等に鑑みましても、分量といたしましては、格別現在といたしましては、法案にもそのようなことを規定してございませぬし、事業計画といたしましては樹立いたしてございませぬですが、そのような問題につきましては成るべく速かにその方針を立てたいというふうに考えております。

○藤野繁雄君 次は各地方に土地、殊に水利の争いが非常に多いのであります。この水利の争いを解決する方法といたしまして、本調査がどんな効果があるか、或いはどんな支障があるか、この点お尋ねしたいと思っております。

○説明員(小舟清君) この調査は水の実態を、その基本的な実態から、更に水利慣行等に至るまで調査をいたすことを本旨といたしておりますので、この調査ができました水系におきましては、従来の水利紛争の多くの場合にそんでありますように、断片的な、或いは一方に偏した見方からするところの争いということがなくなり得るわけでございます。特に水の自然科学的な種々の調査というものと水利の実態という社会経済的な事項も併せて調査するといふこの水調査の建前からいた

しまして、只今のようには水利の争いには最も正鵠なる判定のお役に立つのではないかとお尋ねしております。この調査が水利の争いに関しまして直接役に立つということを通じて、法的な建設から明らかでございます。今申しましたように非常に重要な資料になるというふうに考えております。

○藤野繁雄君 藤原町の標本調査の報告によつて見ますと、収量の調査には申告の方法をとつておられるのであります。これで正確が期せられるとお考えであるかどうかお尋ねしたいのであります。現在の土地については明治の初めに決定した土地調査によつてすべての課税が行われておると、こういうふうな場合に、基本的に今回調査される際に、申告方法によつて収量調査をやつて正確が期せられるという確信があるかどうか、この点お尋ねしたいと思っております。

○説明員(小舟清君) 藤原町におきまして実施いたしました申告制度は、いわゆる普通に考えられます申告と幾分異なるのでございまして、これはその土地の生産力というものを、近隣との土地との相対関係において表示すると、その絶対量は必ずしも申告するを要しないという、現在の農村の実情に最も即した方法をとつたつもりでおるのでございます。この結果に鑑みますと、申告者が真実を報告しにくい点を避けて、真実に近いものを多くの人から聴取いたすという方法をとつておるもので、その点につきましては結果から見ますと、土地の近隣との相対的關係は、多数の人からの申告を結果し

て、一つの土地の大体の見当をつけるということになりますので、大体正鵠を得たようでございます。それでも一つは申告を、申告のみを基礎としたすのほごいませんで、申告を基準と、参考といたしまして、更にその他の土地農業関係の専門家の御意見を願ひまして、それらのかたまた別の見地からする土地の生産等級の判定というものを幾つか参考にいたしました。それらが全く一致したものを基準地といたしまして、それを正鵠なものと考へ、その他の土地はそれに準じそれぞれ等級をつけるという方法をとりましたので、収量調査におきまして申告は大体正確を得るのみならず、申告のみによつてやるのほごいませんで、大體所期の目的は達するのではないかと考えております。

○藤野繁雄君 昭和二十四年十月十一日の国土総合調査の準備に関する件といたしまして、その関係決定によつて見ますと、その関係決定で挙げられた土地調査の効果といたしまして、致点挙げられておるのであります。そのうちの二つが、課税の公平化、一つが供出制度の合理化、こういうふうなものも挙げられておるのであります。この点から考へて来て見ますと、徴税と供出割当に利用せられるという点になるとお尋ねするのであります。お伺いしたいと思っております。

○政府委員(小笠原多君) そのこと自体を目的としてやるのではないこと、資料になりますれば、自然行政資料としてこれを活用されることはあり得る

と思ひます。併しその場合も、この使方というものは、割当の場合には農林当局がこれを使つてやることになりましようし、又徴税の場合は税務当局で利用するといふふうなことになるうと思ひます。

○藤野繁雄君 若し只今の御答弁の通りであるとしたら、この国土調査を施行したところ、施行しないところの地方とは不均衡を来たすような虞れがないとも限らないのであります。そういうふうな場合の徴税について、どういふふうにお考えであるかどうかお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(小笠原多君) 現在の割当或いは徴税等に関しましては、正式に古い調査でデータとして現れたものとは実情が違ひます分については、それら適當な方法で補正しておると考へます。割当の問題に關しまして、土地の纏延びの問題、隠田の問題等も実情に合うように補正して使つておると思ひますし、税金を取ります場合にも、やはり同じような補正をそれぞれの場合に行なつておると考へます。従つてこの調査をやつた結果と今の結果の違ひというものは比較的小さいと思ひますが、特に御指摘になつたようなことで大きな開があるほどには違つていないのじやないか、もう片一方は、国土調査の結果によりまして、それがオーソライズされるという点では非常な進歩だと思ひますが、実情ではかなり現実の補正が誤差を小さくしているのではないかと考へます。

○藤野繁雄君 藤原町の標本調査では林野はそのままになつておるといふのであります。この林野の調査をどう

やられるお考えであるかどうか、お尋ねしたいと思ひますが、又私などの想像するところによつて見ますと、纏延びというふうなもの、林野が特に多いと考へておるのであります。林野の纏延びの現在の状況はどうか、この点も併せてお尋ねしたいと思ひます。

○説明員(小舟清君) 藤原町の標本調査地区におきましては、林野の地区に對しましては、あつて林野の施業計画を立てることになつておりました。その施業計画を作る際に、国土調査の一環として国土調査の方法によつて調査を実施して頂く、このようにお話しを農林省とつけて実施いたしましたのでございませぬ。それで林野の面におきましても早く成果を欲しかつたのであります。事業と結び付いておるといふ關係がございまして、中間報告にはまだその結果を申上げる段階に至つていないのでございませぬ。

○藤野繁雄君 次は国土調査法を逐條

的にお尋ねしたいと思うのであります。が、総体的にはこの政令が出て、政令案を示していないからわからないのであります。この政令については、たゞお尋ねするかわかりませんが、その点前以て御了承を御願ひいたしませう。

第二条の第一項の第二号のところの、「その他の政令で定める者」、この政令で定める者とはどういふふうなものであるか、お尋ねしたいと思ひます。

○説明員(小舟清君) 「その他の政令で定める者」といたしましては、農業指導協同組合等が農地について考えられます。又農業委員会も考えられます。林野地区につきましては森林組合等が考えられます。都市の区域につきましては区調整組合等が考えられております。

○藤野繁雄君 それから同条第二項の水田というものは、これは湖水と川という意味であるか、或いは水面にはどういふふうなものがあるか、お尋ねしたいと思ひます。

○説明員(小舟清君) お答えいたします。お話しのないわゆる水面でございまして、ただこれは測量の対象となるような意味の、水の一定のひろがりという意味でございまして、その他水につきますも、この基本図作成の場台に対象となります。水に入るといふことは、すべてこの水面のうちに入るといふことと考えております。

○藤野繁雄君 今のでちよつとわからなかつたが、例えば入江になつてゐるようなところの海面のようなものも、非常に入り込んだところであつたらばこの水面のうちに入るのかどうかどう

か。

○説明員(小舟清君) これは内陸水面という意味でございまして、普通水面といふ場合に、特に断りがなければ海水面は含まないことが多いといふような意味合いから、海水面は対象といたしておらないでございまして、ただ実際にこの基本図作成の場合に、測量いたします場合に、水面を完全に除いてしまふことは測量上不便なこともございまして、一応海水面は除きますけれども、測量に必要な範囲において一部その海水面の近辺が測量されることになるわけでござい

○藤野繁雄君 次に第三号の第一項、経済安定本部総裁が定めるところの基本調査の基礎計画、この基礎計画というものの内容をおわかりであろうから、その内容をお示し願ひたいと思ひます。

○説明員(小舟清君) この基礎計画として現在考えられておりますのは、国土調査の、基本調査の最も重要な内容を定めるものと考えております。例へば各調査の事業分量、事業実施の年度計画及び事業実施の順序等について計画を作りたいと考えております。

○藤野繁雄君 次に第二項の「経済安定本部令で定める」と書いてありますが、経済安定本部令の草案がある、或いは内定がしてあるということだつたらば、その案の内容をお示し願ひたいと思ひます。

○説明員(小舟清君) この作業規程の準則は、作業規程として国土調査を実施するものが規定すべき内容に於いてその基本となるべきことをきめ

たものでございまして、従ひまして調査項目でありますとか調査方法、或いは更にその使用すべき機具、材料、又調査の時期、調査の組織等についての要点について定める予定でございまして、

○委員長(佐々木良作君) 藤野委員、まだ大分御質問がありますか。……ちよつと速記停止。

○委員長(佐々木良作君) 藤野委員、まだ大分御質問がありますか。……ちよつと速記停止。

○藤野繁雄君 第四号第一項、これも前にもありますが、「国の機関が作成する」と、こうなつてゐるが、国の機関とはどういふふうなものであるかお尋ねしたいと思ひます。

○説明員(小舟清君) これは先ほど申し上げました第二号第七項にも定められておるところ建設農林その他の関係各機関でございまして、

○藤野繁雄君 次に第五号の第二項です。国土調査として基本調査以外の第二号第一項第二号の調査を行うということになつて、おるのであります。基本調査以外の第二号第一項第二号の調査というものはどんなものであるか、それをお尋ねしたいと思ひます。

○説明員(小舟清君) お答えいたします。これは基本調査以外のという意味合いでございまして、土地分類調査、水の調査及び地積調査のことを意味しておるわけでございまして、

○藤野繁雄君 第七号の第一項、これも政令で定めるところの手続が書いてあるのです。それから公示という言葉を使つてある。それで政令で定める手続とはどういふふうなものであるか、又公示の方法はどういふふうなものであるか、お尋ねしたいと思ひます。

○説明員(小舟清君) お答えいたします。これは例えば都道府県の公報等によりまして公示するわけでございまして、その手続といたしましては、その公報の届出等に関する、その公示に至るまでの手続を定める予定でござい

○藤野繁雄君 この公示というものは、「主務大臣又は都道府県国土調査委員会」という上のほうに謳つておるのであります。公示は県の公報だけに公示するといふ意味であるか、或いは官報にも掲載するといふ意味であるか、ただ公報だけありますか、これを重ねてお尋ねいたします。

○説明員(小舟清君) 失礼いたしました。主務大臣の指定した場合におきましては官報によりまして、都道府県の国土調査委員会が指定した場合は都道府県公報によりまして公示いたす予定であります。

○藤野繁雄君 次に第八号第一項の「政令で定める事業」と、こう書いてあります。政令で定める事業とはどんなことであるかお尋ねしたいと思ひます。

○説明員(小舟清君) お答えいたします。これは土地改良事業であります。河川改修に関する事業であります。道路に関するもの、森林、水防法に関するもの、都市計画事業等でございます。

○藤野繁雄君 第九号の第一項、これは一遍前にもお尋ねしたのであります。政令で定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する」と、こういふふうになつておるのであります。仕事をしたところの者にも全部補助金をやるということになつて、何か政令で補助金を出すところ

の者に制限を与えられる考えであるか  
どうか、お尋ねしたいと思っております。

○説明員(小舟清君) お答えいたしま  
す。

この政令におきましては、予算等の  
関係もございまして、政令を定める  
際にはいろいろ規定されなくちやなら  
ないこともあるかと存じますけれども  
も、只今のところではそのようなこと  
は考えておりませんので、補助金の申  
請要領でありますとか、補助金を交付  
すべき事業の細部の内訳等につきまして  
政令で定めたいと考えております。

○藤野繁雄君 次には第九条の補助金  
交付は一号、二号、三号、四号と、こ  
うなつておるのでありますが、この一  
号、二号、三号、四号の各号に対して  
補助の率が変わるようなことがあるかど  
うか、お尋ねしたいと思っております。

○説明員(小舟清君) お答えいたしま  
す。これは各号によりまして異なるとい  
うことは考えられないのでございませ  
が、ただ作業の調査の項目の種類によ  
りまして、土地の分類調査と水の調査  
との差による補助の割合というものは、  
先日も申し上げましたように、水の  
調査につきましては、国の実施する部  
面が多いので、補助そのままの率とい  
たしましては低いというふうな関係に  
なるということも予想されております。

○藤野繁雄君 次は第十条は文章が非  
常にむずかしいのでありますが、実施  
を委託されるところの団体というよう  
なもの、この「市町村にあつては土  
地改良区等」と、こういうふうになつ  
ておるが、市町村で実施を委託される

のは土地改良区のほかに、先刻お話の  
あつたようなものも予想されておるの  
であるが、これらの点についてお尋ね  
したいと思っております。

○説明員(小舟清君) さようでござい  
ます。前と同じでございます。

○藤野繁雄君 次は第十五条でありま  
すが、都道府県国土調査委員会には四  
号と五号の「国土調査に関する職員  
養成及び研修」、「国土調査について  
普及及び宣伝を行うこと」、こういう  
ふうなことを委員会の仕事として挙げ  
ておられるのでありますが、一方国土  
調査審議会の仕事にはこういうふうな  
ことがないのでありますが、中央でこ  
そこんなことをやるべきであると思  
へるのであります。地方のほうの  
みにこういうふうな四号及び五号とい  
うような事業を講じておられるところ  
の理由がどこにあるか、お尋ねいたし  
たいと思っております。

○説明員(小舟清君) 実は中央におき  
ましてこの職員の養成、普及、宣伝  
というものは最も重視いたしておる  
ところでございまして、併しなごら、中央  
は別にその事務組織といたしまして経  
済安定本部がございまして、国土調査  
審議会は重要事項に関する審議でござ  
いますので、その重要事項の中にこれ  
らの基本的な計画も一部当然入つて来  
ると考えられます。そこで中央におき  
ましてはその規定を特に明示いたさな  
かつたわけでございますが、都道府県  
の委員会におきましては、これは委員  
会の組織でございまして、都道府県段  
階における事務はすべてこの委員会が  
行うことになっております。そこでこ  
ういう重要な仕事でありますので、特  
に十五条において掲げたものでござい

ます。

○藤野繁雄君 そうすると只今の四  
号、五号の事業を都道府県の委員会が  
やる場合においても補助金の交付があ  
るのであるかどうか、重ねてこの点を  
お尋ねしたいと思っております。

○説明員(小舟清君) 都道府県の委員  
会に對しましては、実はこの法案の建  
前におきましては、都道府県の委員会  
そのものに対する事業に對しましては  
補助金の規定はございませんのであり  
ます。

○藤野繁雄君 第十六条の第四項に  
「委員に對し、報酬を支給しなければ  
ならない。」というふうなことになる  
つておるのでありますが、この報酬の  
額はどんな方法で定められるのである  
か、又委員会の委員に對しては費用の  
弁償をせなくちやできないことになつ  
ておるのでありますが、費用の弁償と  
いうのは、旅費以外にどういふふうな  
ものを予定しておられるのであるか、  
併せてお尋ねしたいと思っております。

○説明員(小舟清君) この都道府県の  
委員に對しましては、その規定といた  
しましては県の条例で定めて頂くよう  
に考えております。その費用の内容と  
いたしましては、お話のように主とし  
て旅費でございますが、その他格別の  
地方の実情に依りまして、条例等によ  
りまして或る程度弾力ある運用を考  
えて頂きたいと思っております。

○藤野繁雄君 次は第十七条第一項で  
ありますが、「その旨を公告し、」と  
こう書いてあるのではありませんか、  
公告の方法をお尋ねしたいと思つて  
おります。

○説明員(小舟清君) お答えいたしま  
す。これは先ほどの公示の場合と同様  
でございます。都道府県が実施した  
場合におきましては公報等において公  
告いたすわけでございますが、なお市  
町村の事務所におきましても、この土  
地に結び付いた調査でございますので、  
市町村の事務所の最も周知できる  
ようなところで公告するようにいたし  
たいと思っております。

○藤野繁雄君 只今の公告の方法では  
不明確ではないかと考えておるのであ  
りますが、事務所の前に公告する  
か、或いは公報に公告するとかとい  
うようなことでは、多数の者に示すこ  
とができないのでありますから「その旨  
を公告し、」と、こう書いてある以上  
は、官報に公告するか、或いは新聞に  
公告するかということも考えなくちや  
できないと考えるのであります。新  
聞公告はこれには考慮してないのであ  
るかどうか、お尋ねしたいと思つて  
おります。又官報公告は考えておられ  
るのであるかどうか。

○説明員(小舟清君) お答えいたしま  
す。国が実施いたしました場合には官  
報で公告いたすことも考えておりま  
す。又地元の団体等が実施いたします  
場合におきましては、お話のような周  
知の方法を研究いたしたいと思つてお  
ります次第でございます。

○藤野繁雄君 次は十八条、これはさ  
つきお尋ねしたことに關係があるので  
ありますが、一番しまいの「地図及び  
簿冊を送付しなければならぬ。」とい  
うことになつておるのであります。送付  
を受けたところの者は保管の義務があ  
るのであるかどうか、保管の義務があ  
るとしたならば、何年間保管の義務が  
あるのであるか、この点お尋ねしたい

と思つております。

○説明員(小舟清君) お答えいたしま  
す。この送付を受けた者につきま  
しては、成果の保管といたしまして第  
二十一条におきまして規定をいたして  
おります。特にこの規定によりまして  
成果の保管をすべきものにつきまして  
は、これは勿論期限なしに、こういう  
重要な資料でございますから保管をす  
る義務があるわけでございまして。そ  
他の機関にありましては、これはそれ  
ぞれの事務上の必要上から相当長期保  
管する必要がございまして、これら  
の点につきましては国土調査の基  
本調査準則その他にそれら必要な規  
定を設けたいと思つております。

○藤野繁雄君 次は十九条の第二項で  
す。政令で定める誤差ということがあ  
るのであります。政令で定める誤差  
というものはどのくらいの誤差である  
かお尋ねしたいと思つております。

○説明員(小舟清君) お答えいたしま  
す。この誤差といたしましては、図の  
性格によりまして違つておるのであり  
ますが、国土調査基本図は基本になる  
ものでございまして、一万分の一以  
上の誤差は、これは作業に標準誤差以  
上のものがあるというふうな考えよう  
と思つております。地積図については  
千分の〇・五以上の誤差ということに  
いたしたいと思つております。

○藤野繁雄君 二十条の第二項です。  
「土地台帳又は同項の土地台帳以外の  
台帳の記載を改めなければならない。」  
というのであります。これは送付を  
受けたところの者が自分の権限で改め  
るのであるかどうか、若し又そういう  
ふうなことであつたならばいろいろの  
費用が要るのであるが、その費用につ

つてお尋ねしたいと思つております。

いはは無手数料で、権限で改めるといふことになつておるのであるか、その辺の關係をお尋ねしたいと思つております。

○説明員(小舟清君) お答えいたしました。この土地台帳の記載を改めることによりましては、土地台帳法の規定にござります。従いましてこの政令におきましては、その土地台帳法の規定を實際にどう実施するかというその手続等について定めることを考えておるわけでございます。

○藤野繁雄君 次は二十九条第一項の「損失を補償しなければならない」といふことになつておるのであります。損失補償の決定は誰がやるかといふことをお尋ねしたいと思つております。

○説明員(小舟清君) お答えいたしました。この損失の決定はまあ「相当の価額により」といふことによりまして、当該国土調査を実施した者が一応きめることになつておるわけですが、ただその場合につきましては第二項に測量法の準用がございまして、これは価額につきましては異議ある場合におきましては土地取引審査会にこれを申出ることができると、こういうことになつておるわけでございます。

○藤野繁雄君 次は三十条第一項、国土調査に必要なところの標識等を設置すると、標識等を設置せられたらならば、設置せられたところの田畑はそれだけ田畑の使用を阻害されるのであります。阻害されるということになつたらばそれだけの負担をせなくちゃできないということになつて来るのであります。その標識等を設置したことの

ために農耕地に支障を来たしたらば、その支障を来たしたところの損害金はどうやつて誰が負担するのであるか、お尋ねしたいと思つております。

○説明員(小舟清君) お答えいたしました。この標識の設置につきましては、例えば基準点測量の場合の標識のごとくに特に大きな面積を要し、又永久的な標識等につきましてはそれ／＼實際にすでに地理調査所をやつておりますうちに補償が事実上といたしてやつておるわけでございます。併し国土調査を実施する場合におきまして、その他極僅かの面積、もう面積というに足りない程度のもので、或いは臨時的なものにつきましては、これはこの調査上の必要性から、それ／＼の国土調査を実施する者が他の関連事業の実施に併せて実施いたすわけでございますので、格別にこの補償等について考える必要はないかと考えております。

○藤野繁雄君 只今の、例えば電柱の敷地料、損害料のようなものも、法律で定めてあるところのものではないために、全国の農業代表はこの値段を引上げてもらわなくちゃできないというところで、今交渉を進めておるような次第なのであります。そこで今この標識を設定する場合の土地使用の損害料金はどのくらい現在支払つておられるのであるか、或いは現在の使用料が少ないということであつたらばどのくらいまで引上げるつもりであるか、併せてお伺いしたいと思つております。

○説明員(小舟清君) お答えいたしました。この標識の大きさは極く小さいものでございまして、多くの場合は一寸

四方、二寸四方のような太さのものでございまして、それらにつきましての補償というものは、電柱の場合等と異なりまして、従来は余り問題になつておらないのでございまして、御了承頂きたいと思つております。

○藤野繁雄君 電柱の場合も従来は四銭と十六銭、二十銭くらいで、請求しなければ誰もやらない規定なのです。そういうことでは現在の農業経営上から困るということで、今値上げの運動をやつておる次第なのです。御参考までに申上げておきます。その他いろいろお尋ねしたいことがあるのであります。政令で定める、政令で定めるといふばかりであつて、その政令の内容をお尋ねしたいと思つておるが、いづれ政令は、この法律が若し通過するならば定められることであらうと思つております。政令の草案でもあつたならばできるだけ早くお示しをお願いしたい、こう思つております。

○委員(佐々木良作君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員(佐々木良作君) 速記を始め下さい。藤野委員の質疑が終つたところでありますけれども、ほかに御質問はありますか。若し御質疑がないようでしたら、これで質疑を終了したものと認めてよろしくございませうか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員(佐々木良作君) それでは質疑は終了したものと認めます。これから討論に入るわけでありまして、討論の中で一つ修正意見がございまして、先ずお述べを頂きたいと思つております。

○野田卯一君 本案に対しまして修正をして頂きたいと思つております。御承知のように本案の附則第一項は、「この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。」となつておるのであります。四月一日は御承知のように経緯いたしておりますので、これを「昭和二十六年四月一日」を「公布の日」と、こういうふうに変更したいと思つております。

○委員(佐々木良作君) 只今野田委員から修正案と修正の理由が説明されました。これも含めまして御発言をお願いしたいと思います。討論として何か御発言ございませんか。

○兼岩傳一君 この法律は、意図するところは非常にいいのです。科学的且つ総合的に国土を調査しようというので非常にいいし、それから昭和二十二年以来専門家の諸君が法律案をこまめ持つて来られた努力にも敬意を表すし、それからあらかじめ机上の説明でなく、数カ所の場所をとつて實際そのモデル的な調査を進め、これを我々に見せて下さつたことも非常に周到な態度であるとして敬意を表したいと思つております。

併しながらこういつた法律が出て、そうしてこれによつて一定の予算が参りまして、そうして技術者を中心にして専門家の諸君が活動される。その活動の結果の政治的な意義という観点から考えると、我々は遺憾ながらこの法律案の前途というものは極めて明白であり、且つこの法律案が吉田内閣の下で果すべき役割も非常に明確であると思つております。これを具體的に言へば、先ず基本調査につきましては、これは測量の合理化と、非常に将来に役立つと

いうことで、これは殆んど直接国民経済には寄与しない、つまり専門技術としての測量がここで合理的に遂行されるということに私は帰着するであろうと思つて、それから同時に分類調査の効果というところに至れば、これも従来に国土が崩壊して行くという事実を箇面上に記録することに私はなるであらうと思つて、それから水調査に至つては、この基礎の上に水力の開発或いは農業生産の発展などということをやさされますが、吉田内閣が意図しているところは、こういった水資源を眞に日本の勤労者のために平和的に発展させることではなくて、外資導入などをして外国の資本をこへ持つて来て、外国に利権を売渡して行くという結果に陥るその一つの調査になるに過ぎないであろう。且つそれが仮に外資導入その他の方法によつて水力ができましたとしても、その電力資源というものは日本の農業及び平和産業を無限に発達させて行くという方向とは反対で、日米経済協力態勢という名の下に、むしろアメリカの再軍備拡張に照応するところの軍需産業の下請にこの水資源が使われるということに帰着し、農業は更に崩壊の度を進めるであらう。それから平和産業は更に崩壊の速度を進めるであらうということになると思つて、それから地籍調査に至りましては、これはもうでなくとも苛酷なる税金を更に合理的に苛酷に取り、苛酷性を合理化するということに帰着するであらう。即ちこの法律案が實際遂行される政治的な意義、及び国民経済に及ぼす影響を考えますと、丁度表面的には進歩的なルーズベルト政権がニューディール政策を掲げて T・V・A で果したよう

○委員(佐々木良作君) 只今野田委員から修正案と修正の理由が説明されました。これも含めまして御発言をお願いしたいと思います。討論として何か御発言ございませんか。

な役割を演ずるかのごとき幻想を手えておられますが、これはむしろヒットラーが国土計画の名の下に全国的な調査をやりまして、そうしてその成果として世界に誇るべき自動車道路網の築造をして、当時の一九三〇年の初頭の世界をあつと言わせましたけれども、その帰着するところは、国内の労働問題の弾圧と、それから第二次大戦における二正面作戦の軍事移動に備えたという理由によりまして、立派なはずの国土計画、科学計画の粋を尽したヒットラーの国土計画は、徹底的にドイツ民族を崩壊に導くことに役立ち、現在ヒットラー道路といえは、ヒットラーの墓場という名称をヨーロッパで与えられておりますが、この国土調査が仮に吉田内閣の下で行われるといたしますれば、まさにうまく行つて、最もよくてヒットラー道路の役を果す程度、即ち政府が提案で説明しておられます、及び大臣が提案の理由で説明しておられます経済自立をできるだけ早く達成するどころでなくて、これらの資料は国を外国のための軍時基地化に使い、且つ外国の軍備拡張の手足となつて、日本の平和産業を亡ぼし、且つ第三次大戦に捲込まれる、或いは国土の最後の崩壊そのものに役立つであろうという、この国土計画の調査は、担当者の善意な意図及び技術者及び科学者諸君の善良な意図、及び政府の提案の美辭麗句にもかかわらず、私はこの法律案の果す役割は、およそ希望と正反対のものであるというところを見通すのは困難でないと信じます。よつて日本共産党はこの法律案に反対であります。

○委員長(佐々木良作君) ほかに御発

言はありませんか……御発言ないようでしたら討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(佐々木良作君) それでは討論は終局したものと認めまして、採決に入ります。国土調査法案につきましまして採決いたしますが、先ず討論中に取りました野田委員からの修正案を議題にいたします。野田委員からの修正案は、国土調査法案の一部を次のように修正する、附則第一項中昭和二十六年四月一日を公布の日に改める、これが全文であります。この修正案を先ず議題にいたしますが、同修正案に賛成のかたの御挙手を願います。

〔挙手者多数〕

○委員長(佐々木良作君) 多数でございます。よりまして野田君提出の修正案は可決されました。

次に只今採決されました野田君の修正にかかると部分を除いたの国土調査法案全部を議題にいたします。修正部分を除きました原案に賛成のかたの御挙手を願います。

〔挙手者多数〕

○委員長(佐々木良作君) 多数でございます。よりまして国土調査法案は多数を以て修正可決いたしました。

なお委員長の口頭報告につきましては、例によりまして従来のような方法で一つ委員長に御一任頂きますでしょうか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(佐々木良作君) それではそのように決定いたします。なお議院に提出いたします報告書につきましまして、多数意見者の署名を頂くことになつておりますから、順次御署名を願います。

す。

多数意見者署名

中川 以良 永井純一郎

泉山 三六 野田 卯一

山本 米治 藤野 繁雄

菊田 七平

○委員長(佐々木良作君) 御署名を終りましたならば、特に御発言なければこれで閉会いたしたいと思います。……特に御発言はありませんか……それでは本日の委員会はこれを以て閉会いたします。

午後零時二十八分散会  
出席者は左の通り。

委員長 佐々木良作君  
理事 永井純一郎君  
山本 米治君

委員 泉山 三六君  
中川 以良君  
野田 卯一君  
藤野 繁雄君  
菊田 七平君  
兼岩 傳一君

政府委員 小峯 柳多君

事務局側 経済安定 政務次官 小峯 柳多君

常任委員 桑野 仁君  
会専門員 渡辺 一郎君  
常任委員 会専門員

説明員 経済安定本部 土調査室副室長 小舟 清君

昭和二十六年六月四日印刷

昭和二十六年六月五日発行

參議院事務局

印刷者 印刷庁